

医療機関の経営を支援するための事業を実施します！

岡山県では、令和7年度の国の経済対策に呼应し、医療機関の経営を支援するための様々な事業を実施することとしています。対象となる医療機関や、申請の受付時期、支援要件などが、事業によって異なりますので、今後、県から案内文書が届いた際には、必ず内容をご確認いただき、申請漏れ等がないよう、ご注意ください。

<岡山県が実施する支援事業>

名称	支援対象（※1）	支援内容（概要）	申請受付時期
診療所等物価上昇対策支援金	・診療所（医科・歯科） ・薬局	診療等に必要経費の上昇に対する「支援金」の給付 ・有床診療所（14床以上） 1施設あたり 11.3万円 （13床以下） 1施設あたり 11.7万円 ・無床診療所 1施設あたり 17万円	R8.2.2(月)～ R8.3.2(月)
医療・福祉施設等物価高騰対策支援金	・病院 ・診療所（医科・歯科） ・助産所 ・指定訪問看護ステーション ・歯科技工所 ・施術所 ・薬局 ※その他、介護・福祉施設も対象となります	光熱水費、食材料費の上昇に対する「支援金」の給付 ・病院及び有床診療所 基本額＋規模等に応じた加算金（規模に応じて設定） ・無床診療所（医科） 1施設あたり12.7万円 ・歯科診療所 1施設あたり12.7万円 ・薬局、その他医療関係施設 1施設あたり7.4万円	R8.3.19(木)～ R8.4.20(月)
診療所等賃上げ補助金	①令和8年3月1日時点で厚生局へベースアップ評価料の届出を行っている以下の施設（※2） ・診療所（医科・歯科） ・訪問看護ステーション ②令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出を行う薬局	所定の要件に従って職員の賃金改善を行った場合、賃上げの実績に応じて、事後に「補助金」を交付（※3） ・有床診療所（3床以上） 許可病床数×7.2万円 ・有床診療所（2床以下） 1施設あたり 15万円 ・無床診療所 1施設あたり 15万円 ・訪問看護ステーション 1施設あたり 22.8万円	R8.6月頃（予定）

※1 保険医療を実施していない医療機関などは、支援対象外となります。

※2 院長と事務職員のみ診療所など、現在の制度上、ベースアップ評価料の届出ができない診療所については、令和8年度診療報酬改定による見直し後に届出を行うことで、支援対象となります。

※3 賃上げの実態が補助要件を満たさなかった場合は、補助金の支給対象外となります。事後の支給となりますので、あらかじめ、補助要件を十分ご確認ください必要があります。具体的な補助要件は、令和8年2月に実施した「診療所等向け経済対策関係補助金説明会」資料をご覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1019188.html>



ご案内

- ・支援事業の詳細な内容や、申請方法などについては、準備が整い次第、支援対象となる医療機関あてに、郵送にてお知らせいたします。（事前のお問い合わせについてはお答えできないこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ・最新の情報は、岡山県ホームページでご確認ください。
医療推進課のページ <https://www.pref.okayama.jp/page/1014620.html>



保医第168号
令和8年3月16日

医療・福祉施設等代表者 各位

岡山県知事 伊原木 隆太

令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について
(国の重点支援地方交付金活用事業)

県では、物価高騰の長期化を受け、「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」を創設しました。

申請期間は、令和8年3月19日(木)から4月20日(月)までとなります。

申請方法、支給要件、問合せ先等を記載した同封の「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の御案内」を確認の上、申請期間内に「交付申請書兼請求書」(様式第1号)を提出してください。

■事務担当

岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター

電話：086-226-7865

平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

Mail: bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp

令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の御案内

この支援金は、物価高騰長期化の影響を受けているものの、公定価格により運営されているため、患者、利用者等に光熱水費や食材料費などの負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等の安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持を目的として、交付するものです。

申請期間	
令和8(2026)年3月19日(木)～4月20日(月)	
申請方法(簡単・便利な電子申請がおすすめです！)	
電子申請の場合 (申請期限：4月20日(月) 23:59)	
・下記URL又はQRコードよりアクセスの上、申請してください。 https://bokform.jp/Bok/bukkakoutou2026	
ログインID	【同封の申請書(1行目)記載の個別番号10～11桁】
パスワード	【同封の申請書(1行目)記載のパスワード8桁】
郵送の場合 (申請期限：4月20日(月)の消印有効)	配達状況は県では確認できませんので、ご希望の方は郵便局の「郵便追跡サービス」等のご利用をお勧めします。
・同封の申請書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記入の上、下記まで郵送してください。 【送付先】〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター あて	
提出書類	
① 令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号) ② 振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し(別紙：預金通帳等の写しの注意事項を参照)	
お問い合わせ先	
岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター (電話) 086-226-7865 (受付時間) 平日9時から17時まで (メール) bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp (12:00～13:00を除く)	

・ 申請前に必ず岡山県ホームページに掲載している交付要綱・Q&Aをよくお読みになってから申請してください。

○ 岡山県ホームページ

「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」で検索

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/1018379.html>



裏面【支援金申請にあたっての留意事項】も必ず確認してください。



【支援金申請にあたっての留意事項】

支給要件（次の要件全てに対して、宣誓又は同意することが必要です。）

- ①対象施設は、別表1に掲げる施設で県内に所在すること。
- ②別表3に掲げる不支給要件に該当しないこと。
- ③令和8年2月1日以前に運営を開始し、申請日時時点で運営を継続している施設で、今後も事業を継続する意思があること。
- ④県税に滞納がないこと。
- ⑤申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しないこと。
- ⑥支援金の申請は同一の申請者に対し、一度に限ること。
- ⑦申請内容に虚偽がなく、後日不正受給が判明した場合は、支援金の返還に応じること。
- ⑧県が関係書類の指導、調査等を行う際は、誠意をもって対応すること。

※今回申請書をお送りしている施設においても、別表3（不支給要件）に該当する場合など、支給対象とならない場合がありますので、必ずご確認をお願いします。

申請書兼請求書（様式第1号）の記載事項

「1 申請者」欄

- ・施設名等を省略せず記入してください。

「2 申請額」欄の算定方法

- ・別表1の施設種別、施設形態、施設区分に応じた基準額が申請額となります。
- ・医療施設、児童養護施設、障害福祉施設、高齢者施設の一部では、令和7年4月1日～令和8年2月1日の間の最大稼働病床数、最大稼働定員数に応じて算定します。

【定数による算定例】定員50人の障害福祉施設の入所施設、施設入所支援で最大稼働定員数が48人の場合

区分番号：05障害福祉施設等-01入所施設-01施設入所支援 分類「P」

基準額：基本額21.1万円、定員加算2.8万円/1定員……（別表1より）

申請額：基本額21.1万円+定員加算（2.8万円×48人）=155.5万円

- ・令和7年4月2日以後に運営を開始した施設は、運営開始時期に応じて、別表2で定める月割率を乗じて算定します。
- ・分類「I」「O」の事業所は、所在地により中山間地域等加算が生じる場合があります。別表4の中山間地域等加算対象地域一覧をご確認ください。

「3 口座情報」欄

- ・金融機関名、口座名義等は正確に記入してください。
- ・併せて、振込先の金融機関名、口座番号、口座名義などが分かる書類（預金通帳等）の写しを提出してください。（別紙「預金通帳等の写しの注意事項」を参照）

「4 誓約（支給要件等チェック項目）」欄

- ・よくお読みいただき、支給要件を満たしていることを確認の上、全ての□欄に✓を記入してください。（チェックがないものは受け付けることができません。）

その他

本支援金は施設区分ごとに申請できます。そのため、一施設に複数の御案内が届く場合がありますので、個別番号に応じて適切に申請いただきますようお願いいたします。

◆この事業は国の「重点支援地方交付金」を財源として実施します。

別表 1

施設種別	施設形態	施設区分	基準額	分類	
01 医療施設 等	01 医療施設	01 病院 (高度救命救急センター) ・病床加算※1	基本額 533.5 万円 8.8 万円/1 床	A	
		02 病院 (救命救急センター、 周産期母子医療センター) ・病床加算※1	基本額 426.8 万円 6.4 万円/1 床	B	
		03 病院 (200 床以上) ・病床加算※1	基本額 213.4 万円 3.3 万円/1 床	C	
		04 病院 (100 床以上 200 床未満) ・病床加算※1	基本額 106.7 万円 3.3 万円/1 床	D	
	02 関係施設	05 病院 (100 床未満) ・病床加算※1	基本額 26.6 万円 4.0 万円/1 床	E	
		06 有床診療所 (19 床以下) ・病床加算※1	基本額 7.4 万円 4.8 万円/1 床	F	
		07 無床診療所	12.7 万円	G	
		08 歯科診療所	7.4 万円	H	
02 薬局	01 薬局	01 助産所 (分娩取扱施設のみ)	7.4 万円	H	
		02 指定訪問看護ステーション (健康保険法のみの指定を受けて いるものに限る)	7.4 万円 (中山間地域等加算 ※2 上記に 2.4 万円を加算)	I	
	03 保育所等	01 通所施設	03 歯科技工所	7.4 万円	H
			04 施術所 (あんま・はり・きゅう・柔道整復)	7.4 万円	H
			01 薬局	7.4 万円	H
			01 保育所	21.1 万円	M
			02 幼稚園 (施設型給付を受けているもののみ)		
			03 幼稚園型認定こども園 04 保育所型認定こども園 05 幼保連携型認定こども園 06 地域型保育事業所 07 認可外保育施設 (居宅訪問型保育 事業を目的とするものを除く) 08 放課後児童クラブ		
04 児童養護 施設等	01 入所施設	01 児童養護施設等	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員	L	
		02 児童心理治療施設 ・定員加算※1			

別表 1

施設種別	施設形態	施設区分	分類	基準額
04 児童養護 施設等	01 入所施設	03 乳児院 ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		04 地域小規模児童養護施設 ・定員加算※1		
		05 ファミリーホーム ・定員加算※1		
		06 自立援助ホーム ・定員加算※1		
		01 里親	N	6.2 万円
		01 施設入所支援 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
05 障害福祉 施設等	02 その他	02 共同生活援助 (100 人以上) ・定員加算※1	K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員
		03 共同生活援助 (100 人未満) ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		04 福祉型障害児入所施設 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		05 医療型障害児入所施設 (200 人以上) ・定員加算※1	J	基本額 160.0 万円 2.8 万円/1 定員
		06 医療型障害児入所施設 (100 人以上 200 人未満) ・定員加算※1	K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員
		07 医療型障害児入所施設 (100 人未満) ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		08 短期入所 ・定員加算 (専用床のみ) ※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		09 救護施設 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		01 療養介護 02 生活介護 03 自立訓練 (生活・機能) 04 宿泊型自立訓練 05 就労移行支援 06 就労継続支援 A 型 07 就労継続支援 B 型	M	21.1 万円

別表 1

施設種別	施設形態	施設区分	分類	基準額	
05 障害福祉施設等	02 通所施設	08 児童発達支援	M	21.1万円	
		09 放課後等デイサービス			
	03 その他	10 授産施設		O	6.2万円 〔中山間地域等加算 ※2 上記に2.4万円を加算〕
		01 居宅介護			
		02 重度訪問介護			
		03 同行援護			
		04 行動援護			
		05 就労定着支援			
		06 就労選択支援			
		07 自立生活援助			
		08 居宅訪問型児童発達支援			
		09 保育所等訪問支援			
		10 計画相談支援			
11 地域移行支援					
12 地域定着支援					
13 障害児相談					
06 高齢者施設等	01 入所施設	01 介護老人福祉施設 (100人以上) ・定員加算 ※1	R	基本額 42.5万円 1.9万円/1定員	
		02 介護老人福祉施設 (100人未満) ・定員加算 ※1	L	基本額 21.1万円 1.9万円/1定員	
		03 介護老人保健施設 (100人以上) ・定員加算 ※1	R	基本額 42.5万円 1.9万円/1定員	
		04 介護老人保健施設 (100人未満) ・定員加算 ※1	L	基本額 21.1万円 1.9万円/1定員	
		05 介護医療院 (100人以上) ・定員加算 ※1	R	基本額 42.5万円 1.9万円/1定員	
		06 介護医療院 (100人未満) ・定員加算 ※1	L	基本額 21.1万円 1.9万円/1定員	
		07 短期入所生活介護 ・定員加算 (専用床のみ) ※1	L	基本額 21.1万円 1.9万円/1定員	
		08 短期入所療養介護 (みなし指定を除く) ・定員加算 (専用床のみ) ※1	P	基本額 21.1万円 2.8万円/1定員	
		09 特定施設入居者生活介護 (100人以上) ※3 ・定員加算 ※1	K	基本額 42.5万円 2.8万円/1定員	
		10 特定施設入居者生活介護 (100人未満) ※3 ・定員加算 ※1	P	基本額 21.1万円 2.8万円/1定員	
		11 認知症対応型共同生活介護 ・定員加算 ※1	P	基本額 21.1万円 2.8万円/1定員	

別表 1

施設種別	施設形態	施設区分	分類	基準額				
06 高齢者施設等	01 入所施設	12 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定員加算 ※1	P	基本額 21.1万円 2.8万円/1定員				
		13 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※3 ・定員加算 ※1						
		14 養護老人ホーム (100人以上) ・定員加算 ※1						
		15 養護老人ホーム (100人未満) ・定員加算 ※1						
		16 軽費老人ホーム (100人以上) ・定員加算 ※1						
		17 軽費老人ホーム (100人未満) ・定員加算 ※1						
		02 通所施設			M	21.1万円		
		01 通所介護						
		02 通所リハビリテーション (みなし指定を除く)						
		03 小規模多機能型居宅介護						
		04 看護小規模多機能型居宅介護						
		05 認知症対応型通所介護						
		06 地域密着型通所介護						
		03 その他					O	6.2万円 〔中山間地域等加算 ※2 上記に2.4万円を加算〕
		01 訪問介護						
		02 訪問入浴介護						
		03 訪問看護 (みなし指定を除く)						
04 夜間対応型訪問介護								
05 訪問リハビリテーション (みなし指定を除く)								
06 居宅療養管理指導 (みなし指定を除く)								
07 定期巡回・随時対応型訪問介護看護								
08 居宅介護支援								
09 福祉用具貸与								

※ 施設区分の適用は、令和8年2月1日時点の許可病床数及び指定を受けた定員数とする。

※1 病床加算、定員加算は、令和7年4月1日～令和8年2月1日の間の最大稼働病床数、最大稼働定員数を対象とする。

※2 本支援金における中山間地域等加算は、別表4の介護保険における特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域（障害福祉サービス等における特別地域加算対象地域）に所在する事業所のみを対象とする。

※3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。

別表2

施設の運営開始日	月割率	施設の運営開始日	月割率
～令和7年4月1日	14/14	令和7年9月2日～令和7年10月1日	8/14
令和7年4月2日～令和7年5月1日	13/14	令和7年10月2日～令和7年11月1日	7/14
令和7年5月2日～令和7年6月1日	12/14	令和7年11月2日～令和7年12月1日	6/14
令和7年6月2日～令和7年7月1日	11/14	令和7年12月2日～令和8年1月1日	5/14
令和7年7月2日～令和7年8月1日	10/14	令和8年1月2日～令和8年2月1日	4/14
令和7年8月2日～令和7年9月1日	9/14	令和8年2月2日～	対象外

別表3

(1) 病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの
(2) 助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの
(3) 歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの
(4) 施療のための独立した専用施設（ビルの一室等を施療のために占有しているものを含む。）を有するもの、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施療の実績の無い施療所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）
(5) 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの
(6) 子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の権限を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園
(7) 子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の権限を受けていない地域型保育事業所
(8) 児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。）
(9) 子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ
(10) 福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの

別表4

中山間地域等加算対象地域一覧
 (令和7年度医療・福祉施設等物価高騰対策支援金)

市町村	対象地域
1 岡山市	【北区・旧御津町】 御津石上、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中泉、御津中畑、御津中牧、御津中山、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾、御津芳谷 【北区・旧建部町の一部(旧福渡町を除く区域)】 建部町市場、建部町大田、建部町小倉、建部町椋、建部町三明寺、建部町品田、建部町建部上、建部町田地子、建部町鶴田、建部町角石畝、建部町角石谷、建部町富沢、建部町中田、建部町西原、建部町土師方、建部町宮地、建部町吉田、建部町和田南 【北区・その他の地域(旧御津町との境付近)】 石妻、杉谷、畑點、山上 【東区・大島地域】 大島
2 倉敷市	【児島諸島地域】 松島、六口島
3 津山市	全地域
4 玉野市	【石島諸島地域】 石島
5 笠岡市	【笠岡諸島地域】 高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島 【旧神島内村】 入江、カブト南町、神島、新横島、拓海町、鞆町、美の浜、横島
6 井原市	全地域
7 総社市	【旧昭和町・総社市の一部】 横谷、見延、穴栗、日羽、美袋、延原、種井、宇山、橋、下倉
8 高梁市	全地域
9 新見市	全地域
10 備前市	全地域

4. 誓約（支給要件等チェック項目）

※下のすべての口欄に✓が無いものは受け付けることができません。

□	<p>支給要件（交付要綱、Q&Aを参照してください。）</p> <p>次の対象外要件に該当していませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年2月2日以後に運営を開始した施設 申請日時点で休止中の施設、又は休止・廃止予定のある施設 果敢の滞納がある施設 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する施設 <p>次の施設区分ごとの対象外要件に該当していませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院及び眼科・歯科診療所のうち保健医療機関の指定を受けていないもの 助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩時強要続の無いもの 歯科技工所のうち保健医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの 高齢者のための独立した専用施設（ビルの一室等を施設のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（被保険）の対象となる施設の取組の無い施設所（あんま・はり・きゅう・柔道整復） 薬局のうち保健薬局の指定を受けていないもの 子ども・子育て支援法第31条第1項に基づき市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園 子ども・子育て支援法第43条第1項に基づき市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所 児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第1項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。） 子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない就学前児童クラブ 福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの
□	<p>誓約</p> <p>私は、令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書案請求書（様式第1号） ②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し（別紙「預金通帳等」の写しの注意事項）を参照 ※通帳表紙と通帳の2ページ目（カタカナでの名称・口座番号が記載されている部分）の写し ※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の3ページ目（店名・店番、口座番号）の写しも添付してください。 ※電子申請の場合は、PDFファイル又は写真データ（JPEG、PNG等）を添付し、提出してください。 （Word、Excelは不可）</p>

5. 提出書類

①令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書案請求書（様式第1号）

②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し（別紙「預金通帳等」の写しの注意事項）を参照

※通帳表紙と通帳の2ページ目（カタカナでの名称・口座番号が記載されている部分）の写し

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の3ページ目（店名・店番、口座番号）の写しも添付してください。

※電子申請の場合は、PDFファイル又は写真データ（JPEG、PNG等）を添付し、提出してください。
 （Word、Excelは不可）

6. 申請期限

【電子申請】令和8年4月20日(月) 23:59 【郵送】令和8年4月20日(月)の消印有効